

第十二回国 参議院大蔵委員会會議録第二十二号

昭和二十六年十一月二十四日(土曜日) 午前十一時九分開会

出席者は左の通り。

委員長 平沼彌太郎君
理事 大矢半次郎君 木内 四郎君

委員

愛知 揆一君 岡崎 眞一君 黒田 英雄君 山本 米治君 小宮山常吉君 菊川 孝夫君 松永 義雄君 櫻内 辰郎君 森 八三一君 木村福八郎君

國務大臣 池田 勇人君
政府委員 大蔵政務次官 西川甚五郎君 大蔵省主 東條 猛猪君 計局次長 平田敏一郎君 大蔵省主税 泉 美之松君 大蔵省主税 局税制課長 大蔵省主税 局調査課長 龜徳 正之君

事務局側 常任委員 木村常次郎君 会専門員 小田 正義君 会専門員 小田 正義君

本日の會議に付した事件

○所得税法の臨時特例に関する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○法人税法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案 (内閣送付)

○物品税法の一部を改正する法律案 (内閣送付)

○委員長(平沼彌太郎君) それでは第十九回の大蔵委員会を開会いたします。

所得税法の臨時特例に関する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案(予備審査)、物品税法の一部を改正する法律案(予備審査)、この四案を一括して議題として質疑をお願いいたします。

○木村福八郎君 これまで、今度のいわゆる臨時の税制改革について主税局長、泉税制課長、大蔵大臣等に質疑をして参つたのでありますが、最後にこの法案に対して我々まあ態度を決するについて簡括的に一つ御質問申し上げます。

○木村福八郎君 これまで、今度のいわゆる臨時の税制改革について主税局長、泉税制課長、大蔵大臣等に質疑をして参つたのでありますが、最後にこの法案に対して我々まあ態度を決するについて簡括的に一つ御質問申し上げます。

○國務大臣(池田勇人君) 法人税の税率引上げの分が国会を通過しなかつた場合におきまして、来年度の税率に影響いたします考え方が二つござります。それは法人の事業年度関係で三月決算というのが相当多いのでござい

ます。これによりまして影響を受けるのが七十億前後だと思ひます。それから今国決になりますと来年度どうかという問題があるのですが、来年度フルに計算いたしますと、税率引上げの分が三百億程度で、ほかの何と申しま

すか、価格変動準備金とか或いは退職積立金の非課税とか、或いは特別償却の問題、法人税法以外の分で引上げと関連して考へておる措置が大体百億余り、百億程度のあれでござります。ネ

ットの収入が二百億程度来年度減収になるわけです。それよりも私の考へておりますことは、税の調整でございまして、所得税を軽減すると同時に法人税を引上げる、こういう考へ方です。

担の調整というところから考へておりますので、若し法人税の引上げがござらないということになりますと、所得税の減額と、今の軽減を来年度にまで続け

て行くという事は非常な影響があるのではないかとこのことを心配しておるのであります。それでよろしうござりますか。御質問の点に答えましたか。

○木村福八郎君 大体わかりました。そうしますと来年度増税になるのが約三百億でございまして、それか

らいろいろ減価償却、その他それによつて減少する分が百億、差引約二百億ということになるのです。そうしますと来年度大蔵大臣がまあ七百億減税をやると言つておられますが、今年度約四百億、両方で一千億くらい、それで若し来年度法人税でネット二百

億増税して更に七百億減税ということになりますと、個人のほうの減税は約千億近くになるのではないかと、いわゆる税法上の減税は……。

○國務大臣(池田勇人君) 大体来年度と今年度の今御審議になつておるのを中心にいたしまして或る程度の減税案も盛り込みたいくらいに思つておりますが、個人の所得税のほうでは大体一千億円の減税になる。法人税のほうで二百億円の増税になる。それから砂糖消費税におきまして六十億円の増税を計画いたしております。

○木村福八郎君 次に伺ひたいのですが、大蔵大臣は、財政規模は来年度も大体本年度と同じ程度にいたしたいということをお言ひされてはいますが、それはいつも大蔵大臣の言われる国民所得のその比率においての規模そのものにおいて大体本年度と同じようになる、こういう意味ですか。

○國務大臣(池田勇人君) 本年度と大体同じという表現にしますか、大差のないという表現にしますか、或いは八千億円台という表現にしますか、いろいろ考へて見まして、とにかく御承知の通り来年度は相当平和回復関係の費用が要りますので、私は本年度と同額程度というのをやめまして、大体大差のない程度、八千億円台、こういう考へ方です。

○國務大臣(池田勇人君) 今のはつきりした数字を覚えておられますが、大体これは落ちて来ると思ひます。

○木村福八郎君 これは私が試算して見たのですが、大体国民所得がどのくらいになるか、これは問題ですけれども

ことも勿論考へております。又国民所得に対する規模も考へておりますが、又一般の租税収入その他の雑収、或いは又歳出方面につきまして或る程度の検討を加へまして、八千億円台で而も今年度と大差のない、こういう表現をいたしておるのであります。九千億円を超えることのないようにしております。できるだけ緊縮政策を続行しております。

○木村福八郎君 官業収入は大体本年度千六百億くらいですが、大体その程度考へますか。

○國務大臣(池田勇人君) 官業収入は今のごときたばこの売れ行はかなりより上廻るのではないと思ひます。より上廻るのではないと思ひます。が、まあ余り大差はござりませぬ。

○木村福八郎君 雑収入ですが、これは本年度四百八十二億ですが、ざつと五百億ですが、明年度も大体その程度と見てよろしいのでございませぬか。

○國務大臣(池田勇人君) 雑収入のほうはかなり減つて来るのではないと思ひます。御承知のように今年度は公団関係の清算によりまして収入が相当ござりまするが、来年度はこれが相当落ちて来ると考へております。

○木村福八郎君 どの程度減りますか。

○國務大臣(池田勇人君) 今はつきりした数字を覚えておられますが、大体これは落ちて来ると思ひます。

○木村福八郎君 これは私が試算して見たのですが、大体国民所得がどのくらいになるか、これは問題ですけれども

ども、いろ／＼算定の仕方はあると思
いますけれども、一応安本あたりでも
自立経済計画を立てる場合の前提とし
て約四兆八千億よりちよつと少いくら
い、まあ／＼そのくらいじゃないか、
こういうふうな推定されているように
あります。それに対して国民所得に対
する財政規模を来年度も大体同じくら
いな比率であるといたしますと、今
年度の比率が一七・六％でありませ
う、それで計算しますと大体四千八百
六十六億、大体八千五百億となるの
ですが、大蔵大臣は最近新聞に出て
いるところでは八千億台と言いま
すが、台には相当中があまりして、八千
九百億になつてもやはり台なんです。
八千五百億でも台でありますけれど
も、大体国民所得に対する財政規模の
比率から見ますと、八千五百億です
と、本年度は一七・六％ですが、大体
同じそういう程度に考えれば間違ひな
いわけですか。

○国務大臣(池田勇人君) そこはまだ
何とも申し上げられません。とにかく九
千億台にならないように考えているの
であります。

○木村福八郎君 理窟みたいなことで
すけれども、台というのはどの程度を
台というのでございませうか。

○国務大臣(池田勇人君) その程度し
か考えていない。この八千何百億円と
いうところまで行つておりません。と
にかく国民所得に對する規模、或
いは歳入、歳出、こういうところから
やつているので、一七・六％以上にな
るかもわかりませんが、成るべく以下
にしたいたし努力をしておるのでありま
す。何分にも普通の子算とは違いまし
て、非常にアンソウン・フアクターが

多いのでございませう。今私がか
このお話を八千五百億程度かという
御質問に對しては、お答えを留保
したほうがいいと考へております。

○木村福八郎君 大蔵大臣は責任があ
る立場ですから、細かいことははつき
り幾らというところは答弁しにくい
でしょうが、大体まあその程度と私のほう
では承知して、そうしますとこれか
ら雑収入及び官業収入を引いて見ます
と、来年度の租税収入というものは大
体六千三百五十億という、これは私の
計算した数字ですが、大体まあ六千三
百五十億或いは六千五百億とも言う大
が、台にお見込になつておるのでござ
いませう。

○国務大臣(池田勇人君) 減税後の収
入につきましてはまだ検討を加えてお
りませぬ。今ちよつと私の答へが間違
つておりましたから申し上げます。公団
収入や或いは官有財産の収入を見てお
りまして、従つて官有財産の収入が少
し減つて参りまして、それから雑収入
のほうは或る程度動かんじやない
か、私は公団及び政府出資金等の収入
を雑収入のほうに入れておると思いま
したが、官業収入になつております。
従いまして官業収入のほうはそのまま
で、雑収入が減ると申しましたが、雑
収入はそのまゝになつて、公団等の収
入とか政府出資金等の収入とか、こ
ういふうなものは官業収入になつてお
りますから、このほうが減ることに訂
正いたします。

○木村福八郎君 租税収入は……。
○国務大臣(池田勇人君) 租税収入の
ほうは何千何百億かちよつと申し上げ兼
ねます。

○木村福八郎君 併し大体新聞にも随
分出ているようでありませぬし、それか
ら来年度の予算編成方針も今日の新聞
に出ておりました。大蔵大臣に前に私
が質問したときに、あの程度のことだ
つたら前に御答弁できたのじやなかつ
たらうかと思つておりました。昨日、
まあ今日でありますけれども、編
成方針ですね、これから二十七年の
予算編成について大体トウジさんと
交渉に入ることになつて行くのだらう
と思つておりましたが、やはりい
ゆるゆるの改革問題を考へる場合に、当然来年度
との関連において考へなければ意味が
ありませんので、大体私聞いておるの
ですが、それはこの租税収入如何によ
つては、講和関係費と国内、いわゆる
内政費と申しますか、それとの振り分
けの場合に随分大きな問題が出て来る
と思つておるのです。ですからラフでもよろ
しうございませぬから、大体私どもが試
算した六千三百五十億というものは、
大体推定される数字とそんなにかけ離
れておるかどうか、この点を伺つてお
きたい。

○国務大臣(池田勇人君) 今日の新聞
に載つておりました予算編成方針は、
閣議決定をしたものでも何でもござい
ませぬ。私も見ておりませぬ。実は一、
二回主計局長から持つて参りまして、
ここがいかに、あそこがいかに、こ
ういふ考へを除けというだけで、見てい
ないのであります。今日の閣議にいた
しておられません。今日の閣議にも実は
提案してないのであります。来週中
ぐらいに一つ出さうかと思つてお
ります。

○国務大臣(池田勇人君) 大體講和関
係費以外を内政費と考へてお
ります。講和関係費と申しても、外債
が入るとか或いは対日援助が入るとか
という議論があると思つてお
ります。そういうものはやはり講和関係費と考
へておられます。それから傷痍軍人遺家
族とか、こういう問題につきましては

○木村福八郎君 それで結構です。大
體のおよその、我々まあこれからいろ
いろ検討する場合の参考になるよりど
ころを言つて頂ければ結構です。我々ど
うせ素人ですから、細かい計数を持
つておられませんし、それは何と言つても
大蔵省が一番よく御承知でありますか
ら……。そうしますと、結局まあお伺
いたしたいのは、その租税収入、大体
まあ六千三百五十億になるかも知れま
せんが、その見当として總額、その他
の官業収入、雑収入合せて大体八千五
百億、大きく踏んで……。このうち大
蔵大臣は大体内政費を一応確保したい
といふことを言われておられますが、こ
のうち内政費という場合、いわゆる二
十六年度予算の項目のうち、いわゆる
講和関係費を除いたものを内政費と言
われておるかどうか、その中には例え
ばインベントリー・ファイナンスの問
題、ああいうものはやはり一応内政費
として入つておるかどうか、内政費
を確保するといふ場合の内政費とい
う場合にはどういふものをお指しにな
つておるか、講和関係費以外を全部内政
費と考へてよろしいかどうか。

○国務大臣(池田勇人君) 阿立するよ
うな方針で行きたいと思つてお
ります。○木村福八郎君 そうしますと、阿立
するようにいたしますと、減税は困難
じやないかと思つておるのです。減税もや
り、而も内政費を大体本年度と同じよ
うに確保するといふことになると、減
税が困難になるのじやないかといふこ
内政費と考へておられます。こういう点
から申しますと、外海その他のイン
ベントリー・ファイナンスの問題は内
政費に入るのではありません。

○木村福八郎君 二十六年度にお
いて、二十七年の内政費を……、講和
関係費と見られるものとしては、終戦
処理費、警備予備隊等でありませぬが、そ
ういふものを加えて二十六年度七千九
百三十七億から引いて見ますと、い
ゆるゆるの内政費といふのは六千六百七十
億になるわけでありませぬ。そうしま
す、この内政費六千六百七十億にな
るのでありますが、仮に八千五百億、いろ
いろな政府収入ですね、税収及び雑収
入、官業収入全部合せて八千五百億と
した場合、六千六百七十億を引きま
すと、いわゆる講和関係費といふのは
二千億以下になるわけですね、千八百
億くらいになると思つておるのです。そう
すると講和関係費をその程度に圧縮しな
ければ内政費は確保できない、こ
ういふことになるのです。その講和関係
費は、内政費を先に確保して、講和関係
費をさういふように圧縮できるという
ものか、或いは講和関係費というものを
最初大体この程度確保することをき
めて、それであつて内政費のほうをこれ
に弾力性を持たせて調整して行くか、
どちらのほうの方針で行かれるのか、
伺いたい。

とを予想されるのです。で、この際私、大蔵大臣は何回も減税されると言われておりますけれども、本当に減税をおやりになるのかどうか、若し減税ができた場合は、この予算は来年度の減税を前提にしておるのでございしますから、これは重大な問題になるわけでありまして、いわゆる公約違反といふことになるのですが、そういう場合には大蔵大臣は重大な責任が出て来るのでございしても、責任をお取りになりませうか。

○國務大臣(池田勇人君) 私は来年度も減税するという方針でございしておりますが、それができなかつたときにはどうするかというの、それができなかつたときに考えればいいので、私は政治家として、自分の方針に従ひましてできるだけ忠実に実行しようという決意を持つております。併し情勢その他の変化がありまして、できないという場合にございましては、そのときはそのときに考えればいいので、御承知のようにどちらかという猪武者のほうで、考へておられません。

○木村義八郎君 これは今度の……人の進退についてどう言ふことは私も余り好ましくなく、好きじやないほうですが、ただこれまでの總司令部とのいろいろ折衝等について、特に私は、司令部のほうでこれは駄目だと言われて、政府はそのままじや、司令部が言つたんじや仕方がないというのでは、我々国会でどういふ法案を審議する場面何ら意味がなくなつて来るわけなんです。非常に考えさせられてしまふ。殊に今年のこれは来年度の減税を前提にしての税制改革なんですから、それが若しか駄目になつたという

ことになる、これは非常に大きな問題になるわけなんです。その意味で大蔵大臣の決意のほどを今伺ひたい。職を賭してでもこの減税をやらなければならぬ重大な責任があると私は思ふのです。そういう意味で伺つては如何ですか。

○國務大臣(池田勇人君) 責任の問題を言つておられますが、私が辞職して国のためにあるならいつでも辞職いたして、私は国のためにあるわけに思つて日夜努力いたして居るわけにございします。自分の方針は飽くまで貫くように変りない努力を続けて行きたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 責任の問題から内政費或いは平和関係費といふ問題でございしますが、これは新聞に出ておられますが、誰もまだ知りません。事務当局は考へた点があつた

かもわかりませんが、御承知の通り私の責任におきまして予算をやり繰りいたします。また平和関係がどれだけになるか、内政費のどこを殖やしてどこを減らすかという問題は只今研究中であるのであります。

○國務大臣(池田勇人君) 昭和二十七年産米からは撤廃の方針で行きたいと思つておられます。

○國務大臣(池田勇人君) 既定方針通り行くつもりでございします。

○國務大臣(池田勇人君) 考え方は同じですが、金額は動くかも知れませんが、考え方は同じであります。

○國務大臣(池田勇人君) これは御承知の通り外貨に外貨を集中いたしました。今やつておるのでございします。これは必ずしもいい方法じやない。そういう点を考慮し、又昭和二十七年の国際收支を今検討いたしておる状況であります。

○國務大臣(池田勇人君) このインベントリーが殖えるか減るかは重大な問題です。一応内政費とそれから講和関係費との両方これを満足させるといふ場合には、やはりこのインベントリーあたりを減らして、そつちに向けるということも……インベントリーを本年度は九百億ですか、食糧を除けば八百億ですね。これを減らせばそつちへ向けられるのですが、講和関係費その他に聞かれるのですが、そういう調整を取らざるを得ない、八百億よりも減ると見てもよろしいのですか。

○國務大臣(池田勇人君) このインベントリー・ファイナンスは財政の調整の意味で使つておるのでございませう。インフレ対策といふので、これはやつておるのでございします。従ひまして今年度の八百億、實質的に申しますと実は千億円でございします。国際通貨基金の二百億、あれは国際收支から申しますれば千億に相当するインベ

ントリーが必要で、それを国際通貨基金の加入というので二百億を分けたのであります。インベントリーとしましては国際收支からすれば実は千億というわけでありまして、従つて来年度に何か千億或いは八百億が減るか殖えるかといふことは、一に二十七年の国際收支がどういふ恰好で現われるかと、こういうことによつてございします。今殖えるとも減るとも申上げる段階に至つておられません。

○國務大臣(池田勇人君) 私はこれをインフレの抑制に使つておることは承知して居るわけですが、これを財政上必要がある場合、他に振り向けるということもできないことではないと思ひます。例えば日銀借入に振替えればできないことではないと思ひます。そのときにインフレが起るわけですが、インフレが起ると思ひます。これをやればインフレになると思ひます。それで若しこのインベントリーを少くし、或いはやめろという意見もあるのですけれども、若しやめたら、他方でやめただけのインフレ措置を講じなければこれはやめられない。そういうことで、どうもこれを減少したり何かする場合、他において金融上どういふインフレ措置を講ずるかという御質問をしようと思ひます。それでインベントリー・ファイナンスをこのまま、千億は今實質的にはあると思ひますが、やはり来年度も続けられるかどうか、こういうことなんです。そうすればその問題は起らないのです。尤も国際收支如何によつて更に多くなつて来るかも知れませんが、この程度は来年度も必要と認められているか、或いは非常に財政上苦しくなつて、二百億捻り出すの

う点も問題としてあります。それからもう一つは固定資産税につきまして、電気の施設とか特別の固定資産でございませぬ、そういうものは一般の固定資産税と別に切離しまして何か特別の課税をしたらどうか、こういう問題もございまして、これも研究いたしております。それから入場税と遊興飲食税は税率が非常に高く、特に遊興飲食税の場合は税率通り実行されてない、している所とない所とがある、その不均衡が相当甚だしいとございまして、これはむしろ税率を或る程度下げまして、嚴重に実行するという方向に行つたほうがいいのじやないか、その際にむしろ国税に移管してやうたらどうかという意見もございまして、併しそこになりまして、折角府県に認めました独立財源を又国に移管するという問題にもなりますので、そこまで行かないで何か実効を挙げる方法がないか、まあそういう問題がございまして、それからなお自動車税につきましては道路の補修費等に關連いたしまして、もう少し引上げる余地はないかどうか、これも問題でございまして、それから地方税の事務行政につきまして一つ問題がございまして、今事業税は実は所得税で所得を捕捉すると同時に、府県の事務所でやはり事業の所得を独自の立場で調べておるといふのがあつて、非常に納税者も迷惑して、調べた結果、結論がいろいろ正しく行かないのですけれども、必ずしもそうじやない場合も出て来る、そなたつて来ますと、むしろどこか一本できめましてそれに乗つかるほうがいいのじやないか、つまり地方税、国税を通じました簡素化と申しますか、そ

ういう点を図つたほうがいいのじやないか、これは大した制度の根本改正でございませぬが、實際上納税者との關係におきましては相当大きな問題じやないかと思つておられます、何か統一するよな方法を考えたい、固定資産の評価につきましても同種の問題がございまして、ただこれは今年新たにやつたばかりでございまして、もう少し模様を見た上で更にこの役所で評価したほうがいいか、研究してみたいと思つておられます。

大體以上申上げましたよな諸点につきまして大蔵省としまして十分検討いたしまして、妥當の結論が出るようにしたいと思つておられます。

○本村八郎君 酒とたばこを還付税にする場合、前はそうだったが、還付税というものは前のやけり考え方に変わるわけですか、それで平衡交付金というシャウプさんのああいふ考え方、精神というものはこれで覆るかどうか、それからこれを還付するかどうか、必要経費ですが、そうすると収入との差額というのですが、具体的にどういふふうになつて還付するの、還付の仕方が問題になつておられるのですが、そういう点は少し技術的になるかも知れませんが伺いたいのです。

○政府委員(平田敬一郎君) 御指摘の点正にいろいろ問題がございまして、今検討いたしておるのでございまして、本来の嚴密な意味の還付税と申しますと、収入の上つた地方団体に國で徴収した税金の一部をそこに交付してやる、昔の地租と家賃税がそうだったのですが、これは本来の嚴密な意味における還付税です、それで酒とたばこ

は割合に普遍的ではございませぬが、併し田舎と都會とではやはり消費率が大分違つて、従つて収入に依つて地域にこれをそれ／＼分けてやりますと、財源の調整という点におきまして必ずしも面白い結果を來させない、そこで今考えておられますのは、一つはむしろ人口別によりまして、一つは機械的に、再配分を今までの平衡交付金よりも少し機械的な方法で財源の調節になるよな一つの物差を見出してそれで分けてやる、そうしますとむしろ還付税というよりも配付税、昔の配付税に近いもの、そういうよな行き方がいいか、或いは今申上げた収入の上つた地域にやつたほうがいいか、これはいろいろ問題があるようございまして、検討いたしておられます、少くともそれをやつた結果、財源が更に余り過ぎるという府県、こういう府県には行かないよな措置を還付税と稱しませんが、最小限度講じなければい

かんのじやないか、どういふ方法によりれば最も地方の或る程度の確定財源になり、且つ富裕団体とそうでない団体との財政調整にもなり得るか、その二点を考えて、うまい方法がないのかというところで目下検討いたしておるわけにございまして、いろいろ地方団体によつて事情が違つておられます、そういう問題を中心にございまして、その次第でございまして。

○菊川孝夫君 ちよつと一点、租税特別措置法の改正につきまして、第三條でございませぬが、これは外貨で収入を得たものについて配當所得を一概に軽減する、こういうことになつておるわけにございませぬが、この外貨で取得し

た場合、普通のものだつたら源泉が二割になるわけですが、それを一概にするというのはいくら理由からこれは一割にするのですか、その点を一つお聞きして、それからいろいろ例が諸外國の場合においてあるかないか、なぜ日本だけがこういうふうにするかというところを一つ伺いたいと思つておられます。

○政府委員(平田敬一郎君) 外貨で取得した株式に対して特別軽減いたしますのは、それによりまして結局外資をできるだけ日本に導入するよりにしよう、外資が入つて来ますとそれだけ國際收支の面におきましてもよくなりまして、又それによつて日本の經濟の資本の不足が補えることになりまして、今の日本經濟の状況、実状から見ますと、一番望ましいのじやないかという意味で、社債と同じよな意味におきまして優遇策を講じよう、こういうわけにございませぬ、これは日本經濟の現在の要請に依つて、税制上こういう特別な優遇の措置を講じたほうがいいという考えで今のよな規定を設けておるわけにございませぬ、なお外國におきましては、小さい國ではやはりいろいろ外資導入、外國人の課税等につきましても優遇措置をやつているところがあるようございませぬ、大きな國では現在のところは余りこういう制度はございませぬ、ただ二重課税の防止協定に關連しまして、相互に若干調整をしているところがあるかと思つておられますが、この制度にそのまま似通つていよな制度は今のところ諸外國の有力國におきましてはないと存じます。

○菊川孝夫君 そうですねと資本蓄積といつて日本人が成るべく日本で資本

を蓄積しなければならん、金ができたら國內のいわゆる法人の株を持つたり國債を買つたり、社債を買つたりするのは、日本の貯蓄の獎勵並びに資本蓄積、そういうふうに向つてなければならんと思つておられますが、そうすると、税金が半分になるからこれはアメリカの株ということになるとなかな

か困難なことになりまして、資本の逃避といふことを奨励することになりませぬか、こつちで持つていると税金が余計かかる、外國の株なり債券を持つたら税金が半分になるからというので向うへ逃げて行く、こういうことを奨励する結果になるのじやないですか、丁度中國におきまして蔣介石が外國の金で持つているとか、外國の銀行に預金をするといふふうにしていわゆるその安全を保つ、日本が安全ということよりも、税金が背棄であるから外國のほうの銀行に預金をしてしまつて、この傾向になつて、その利息をこつちへ取寄せるといふことになると、半分で助かる、こういうことになると、その点は考へになつての処置ですかどうですか。

○政府委員(平田敬一郎君) お話の点は実はこの措置によりましては、むしろそれと反対の方向になることを期待しておられます、まあなるのでございませぬ、と申しますのは源泉課税をいたしますのは日本に本店又は主たる事務所を有する法人の金でございませぬ、租税対象になりますのは日本の会社の株を持つていよ、外國人でなくともいい、日本人でもいいのですが、外國に居住している人、例えばアメリカに住んでいよる人とかアメリカ人とか或いはアメリカにおける日本人でもいいので

すが、所得税法施行地以外に住んでゐる人が外貨を以て日本の株を買つた場合、その株の配当に對して二割普通なら課税のあるところを一割にするわけでございますから、逆に資本逃避ではなくて外資が日本に入つて来る關係でございます。そういう場合免稅しようというわけでございますと思ひます。

○菊川孝夫君 とうとうと計しなすると、實際には日本人である名義、日本人の所有でありながら外国人名義でやつてゐるやつは、これは今の自動車の問題が極端の例であります。三万台の車というやつは、大部分同じ日本人で使つておられる外国人の名義になつてゐるというのを申してありますが、そういう名義詐称のようなものができて来ないかどうか、この点について。

○政府委員(平田敬一郎君) 現在御存じの通り外国人が株式を取得する場合におきまして、外資委員会の審査を経まして許可を得て買つたことになつております。而もそれが外貨を以て取得したのだという証明が要りますので、お話のような点は先ず今の段階におきましてはなからう、將來この為替管理法等が緩和され、或いはそういうことにつきまして根本的に前提が變りました場合におきましては更に課税の上におきましてどうするか考へなければならぬと思ひますが、今のところお話のような点は先ずなからうかと、かように考へてゐる次第でございます。

○菊川孝夫君 その今の外資管理委員会ですか、その審査を受けなければならぬというわけでありすが、實際

問題としてこの審査を受ける場合に、外人名義で而も入つて来た外貨をどうしように使うというその処置は、これはもう丁度昔のあのドル買の中で逃げさせよう、合法的にやろうと思へば私はやる処置は幾らでもできると思ひますが、その点の取締りの処置或いはあれを否認するといふような措置は、その中には余りないかと思ひますが、そこはありますか、規定の中に、この措置法の中に。

○政府委員(平田敬一郎君) その点は今申上げましたように外貨を以て取得したものであるというのと、それから所有者がさつき申しましたように法人税、所得税法施行地以外の居住者である、この二つですね、これを条件にいたしておればつきます。それから今御指摘の日本人が持つ場合は、実は前から申しておられますように二割の源泉課税は申告して總合課税の際に控除するのであります。従ひまして株に關する限りは何も外人名義にするといふことの実益は今のような課税制度の下におきましてはないかと思つてございませぬ。

○菊川孝夫君 併し投資信託や社債の場合、証券投資信託……

○政府委員(平田敬一郎君) それから社債の場合におきまして、日本に住んでゐる人が源泉課税を受けました場合におきましては、それもやはり總合の際に二割は控除するといふことになつてございまして、強いて外人の名義にするといふ実益はこれ又やはり乏しいのじやないかと思ひます。外国に住んでおられる人の場合におきましては源泉課税のしつ放し、と申しますのは、

○政府委員(平田敬一郎君) 勿論取締

○政府委員(平田敬一郎君) 勿論取締

そういう所得につきましては所得税の總合課税はやらない、所得税の總合課税をやりまゝは所得税法施行地に住所又は一年以上の居所を有する場合、この場合におきましては全部總合して課税して、それから源泉で納めた税額を差引いて正しい税額を出す、こゝういふことになつておるのであります。が、外国に居住してゐる人が有してゐる場合におきましては總合課税をいたしませんで、源泉課税のしつ放しといふことになるわけでありませぬ。そういう事態につきまして外資導入の見地からこゝういふ規定を設けて、源泉課税の税額を少くしよう、こゝういふことになつておる次第でございます。

○菊川孝夫君 私の申上げるのは、日本人でありながら今の三万台の車を悪用してゐるやうな調子に、向うに住んでゐる人の名義にして置いて、實際には受けるところの取得はこちらにおられる者が取つてしまふといふやり方をやろうと思へば、それは小さい者はやれませぬ。そんなことは相当資金を持つた者でなければやれませぬが、そういう者が隠匿方法、脱税方法を講じられる余地があるじやないか、それは考へられませぬか、その取締りについての規定はないかと思ひますが、あなたは管理委員会の審査を受けるのだ、こゝう言つておられるが、それだけによつて処置して行くつもりですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 勿論取締

○政府委員(平田敬一郎君) 勿論取締

○政府委員(平田敬一郎君) 勿論取締

合におきましては、実情をよく税務署において調べなければなりません。それとほかに、さつき申しましたように、何も日本人が持つてゐる場合におきましては二割源泉課税を受けましても、それは總合の際に実は控除してやれるわけでございますので、特に外人名義にしたほうが有利だといふことにはそれはならないのでございませぬ。自動車の場合とその点が少し違ふかと思つてございませぬが、特に日本人が株式を持つてゐるのを外国人名義にしたほうが有利だといふことにはならないといふふうに私も考へておるのでございませぬ。外人が持ちますと、今申しましたように源泉課税のしつ放しになるわけでございます。控除するといふことにはないのでございます。で従ひましてこれにつきましては外資導入という見地からしまして必要な軽減を行つて、こゝういふ趣旨でございますから、ちよつと自動車の場合は事柄がやや違ふのじやないかと思つて次第でございます。

○菊川孝夫君 次に第五條につきま

○菊川孝夫君 次に第五條につきま

○菊川孝夫君 次に第五條につきま

○菊川孝夫君 次に第五條につきま

は治外法権的な色彩を帯びておるやうな気がするのですが、もうそろそろこれは戦争が終つた直後とは違ひまして技術の指導のために来ておられる人の取る月給、そうでなくとも大体外国人が来て日本の月給を取るときには、日本人の生活水準或いは日本人の給與水準よりも有利な月給をもらつてゐることはまあ大体明らかだと思つてゐるわけですが、そういう人の月給、給與所得を半分にしなければならぬという理由は私にはちよつとはつきりわからないのですが、どういふ理由でそういうことをやられるのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 問題を二

○政府委員(平田敬一郎君) 問題を二

○政府委員(平田敬一郎君) 問題を二

○政府委員(平田敬一郎君) 問題を二

るかと思しきと、これはやあ三千ドルでございませうか、三千ドルくらい収入になる。そうしますと、アメリカ等から例へば日本に来て仕事をやる人は、年収少くとも一万ドルかそこらの収入があるようございませうが、殆んどその大部分が日本の所得税の最高税率の適用を受けることになる、そうなりますと非常にその負担が高くなる。で日本にそういう人はもう来てもらわなくてもいいのだというのなら別ですが、やはり日本の経済の再建、外資の導入或いは技術の援助ということをしてもらいますためには、やつぱりそういう人に相当してもらわなければならぬ、学校の先生も同様でございませうが、そういう見地から考えますと、やはり特例を設けたほうがいいのじやないかというので、日本の経済の再建、文化の振興を図る上におきまして、こちら側から積極的に軽減いたしましたし、来やすいようにしてやる、こういう趣旨でございませう。その点は所得税を大分軽くいたしました、なお根本的にはまだ残つておりますので、この制度はすぐやめるといふわけには行かない、むしろ實際上この制度が実効があらりますのは実は来年からでございまして、最近までは一般的に一律にそういう特例を認めていたのでございませうが、来年からは措置法の本来の趣旨に従いまして外資の導入、文化の振興上望ましい人々だけがこの特例を受けられるわけでございますが、そうじやない、どうして来てもらつて日本経済のためにやつてもらわなくてはならぬという積極的意義のないかたんにつきましては、来年からはこの特例がなくなつて来る。例へばバイヤーとか貿易業者の場合はこの特例はございませう。そこに書いてあります条件に該当する人だけが特例として残つて行く、こういうことに相成る次第でございませうので、まあこれは暫らくはこのままでいいのじやないか、こういう考えでございませう。

○菊川孝夫君 そうしますとこの第五條の第一項にあります三百五十万円というものは、これは頭からそれだけを控除するわけですね、その三百五十万円控除した残りの金額に税金をかけるということになるので、大体一万ドルは免税ということにして、そういうことになるのですか、「その十分の五に相当する金額」を括弧して、その金額が三百五十万円を超えるときは、その金額から三百五十万円を控除した金額を収入とする、一万ドルだけ引いてしまふ、こういうことになるのですか。

○政府委員(平田敬一君) これは控除しますのは飽くまでも二分の一ということではあります。但し控除額の最高を一万ドル、所得金額の二分の一が三百五十万円を超えませう際は三百五十万円しか引かないということになります。○菊川孝夫君 併し実際問題として三百五十万円を超えるですね、あなたの先ほどの説明からいたしますと、給與の水俵から考えまして……

○政府委員(平田敬一君) 所得金額から控除する二分の一の金額が三百五十万円を超えませう場合は三百五十万円しか引かない、勿論もう少し低い所得者の場合は、二分の一の金額が百万円でございますら百万円しか引かない、そういうことでございませう。三百

五十万円というのは最高制限でございまして、すべての人から三百五十万円引くわけはございませう。

○菊川孝夫君 そうしますと、「日本経済の健全な発展のため外国資本又は外国技術の導入を必要とする事業を営む外資法人から給與所得又は退職所得の支拂」云々というふうなことになつておられますが、一体これはその判定になりますと、この外国人ということではこれは連合国人じやないと思つておられますが、いわゆるこの間の賠償法に、補償法による連合国人じやないのであります、これは一般にこの国籍の人でもない、こういう意味でございませうか、例へばまだ講和條約の締結されておらない或いは全然平和の回復しておらないところの人でもやつぱり外国人ということになるのですか、その点について一つ。

○政府委員(平田敬一君) お話の通り国籍の如何は問わないのでございませう。問わないのでございませうが、この「日本経済の健全な発展のため外国資本又は外国技術の導入を必要とする事業を営む外資法人」といふもの、どういふ事業が果して必要であるかというところは、これは相当詳細に大蔵省令を以て細かく規定することになつておりました、例へばホテル業だとか料理業とかそういうものに従事する人にはこれは適用はないことにいたしておるのでございませう。従いまして結果から申しますと、大体先ほど申上げましたように、日本の再建を図るために必要なかたは、そういう人々に大体適用になるというふうな基準でございませう。今具体的にこれに該当するのは一体幾

つくりあり、どういふのが具体的に実例があるのですか、どういふ所に勤める人がこの適用を受けるということになるのか、具体的にお話願ひたい。

○政府委員(平田敬一君) 具体的に申し上げますと、大体例へば電気機械の製造業でございませう。そういう所で外資が入つておる法人がございませう。そういう法人、一億円以上なんです、そういう法人に外資と一緒に向うの技術者が来ておる。或いは管理者が来て、その法人の勤め人として仕事をしておる、そういう人々の場合には第一号に該当する。その他電気機械事業じやなくて、いろんな化学工業等もございませうが、要するに外資が入つて来ておるもの法人、そういう法人に外資と一緒に管理者なり技術者が向うからこちらに来ておる、そういう人々の場合、それから一つは技術招聘と称してございませう、外資は来ないが、技術指導を受けるために特に日本に来てもらつておる技術者が相当ございませうが、そういう技術者の場合にこれが該当になります。それからそういうことのために或る程度プレスとか銀行業、こういう方面の人も来てもらつてやらなければならぬことになりませうが、そういう人もこれは條文はちよつとほかの條文になりますけれども、同じような恩典に、利益に與ることになる、中心はそういうところでございませう。それから交換教授としまして日本に入つて来る人ですね、そういう人は後に條文がございませう、こういう人の場合にも軽減になるということにございませう、外国人全部この法律の適用を受けるわけはございませう。ただ外国人につきましては、一昨年来

では外貨の所得は実は課税していなかつた、昨年から課税することになつたのでございませうが、昨年と今年につきましては経過的にこういう制限なく、同趣旨の特例を認めることにいたしましたのでございませうが、二十七年分からは今申上げました各本條の條件に該当する人だけがこの特例を受けるということに相成るのでございませう、実際におきまして十四條、五條、それから五條の二ですか、それから五條の三、この辺の規定がこれだけとして実効を現わしますのは来年からでございませう。

○菊川孝夫君 そろそろと、この技術が入つて来るのはわかるのでございませうが、そのあとに、第五條の三の所へ参りますと、宗教の牧師さんややはり規定になることなるわけでありませうが、これはここには「牧師その他宗教の布教に従事する者として」ということになつて、これは牧師ということになりませうと、これはキリスト教だと思つて居るのですが、どんな宗教でもこの適用を受けるということになるのですか。これは最初の日本の経済再建のため、日本経済の健全な発展のため、ということになれば、一応技術を教えてもらうのですから結構だと思つて居るのですが、牧師さんとかその他の宗教の布教に従事するということまで入れてあるのはどういふ理由ですか、この点一つお聞きしたい。

○政府委員(平田敏一郎君) この点は法文を作り出す際にもいろいろ検討いたしましたのでございませうが、やはり経済の再建ということと文化の振興でございませうか、この二点を考へたのでございませう、学校の先生とか宗教の

布教師、そういう者は、そういう意味合いにおきましてやはり同じ待遇を與へたほうがいゝだらう、こういう意味でここに書いてありますように、これはキリスト教だけに限りませう、宗教の布教に従事する人につきましては、学校の先生と同じ待遇を與へることにいたしましたのでございませう。と申しますのは、一つは牧師の資格でやつて来まして同時に学校で教えておる、こういう人が相当實際問題としては多いのでございませう。そういう場合におきまして学校の教師はいいが牧師さんはいけないというところはございませう、議論に合はんとおぼしきので、やや御指摘の通り広くなり過ぎる編も広いではないのでございませうが、先ず広くこういう措置をとつたほうがいいんじやないかと、こういうことで学校の先生に準じて特別を設けて認めることにいたしましたおる次第でございませう。

○菊川孝夫君 そろそろと、これは牧師で英語を教えてもらうのを單純にあつた考へてやられたか知らんけれども、これはその他どんな宗教でも布教でも何でもいゝということになるのだが、それでなくても日本では戦後の宗教は變な宗教が起きて来ているというのに、その他の宗教に従事する人たちまでも五條の三によつてするということは、ちよつとこれは行き過ぎじやないかと思つて居るのですが、その点につきまして諸外國におきまして、これは外國の例もやはりどういふことはお互いのことではございませう、これは考慮しなければいけません、このうちから天理教なり大本教をやるためにどんな優遇を受けておる例があるかどうか、そんな点も考へ

て処置しなければならぬと思つて居る。○政府委員(平田敏一郎君) 確かにいろいろ問題があつたのでございませうが、今申しましたように学校の先生と牧師さんとの實際上の区分でございませう、これがなかつたやうな感じが、それではやはり学校の先生だけにやるのと、これは牧師さんだけをやるのと、今申しましたように牧師さんで学校の先生をやつておられる人が相当多数おられるのでございませう、そういう点から考へますと、今の実情では同じに扱つたほうがよほどいいだらう、こういうことでこの規定を設けた次第でございませう。勿論宗教によつて差別を設けますのは至當でございませう、如何なる宗教でもこれに該当するものはいゝのでございませう。ただ勿論日本に住んで居るというのじやなく、外國から来た人、それに限りませうことは御承知の通りでございませう。その点から行きますと今の学校の先生とのバランス、それから實際上の兼職等の問題から考へますと、そういうことでやはりこういう規定を設けたほうがいいということでは、昨年御審査を頂きまして通過さして頂きました次第でございませう。

○菊川孝夫君 それでは、この際にこれを改正するのでありますから、宗教法人、宗教団体から受けることの給與等について特別の処置を講ずる必要はないか、こう思つて居る。学校の先生として招聘して行くのはこれは必要であらうけれども、その以外のこと、そのまゝ残して置くということになりますと、將來いろいろの宗教が入つて来るだらうと思つて居るのですが、その人たちも皆減税処置を受けてどん／＼布教をや

るといふことになることは、どう考へても日本の現在の事情から考へて、そういう人を歓迎しなければ、あなたのおまつきの説明の第五條の一、二、や、学校の教授というやうな点は必要性を認めるが、なぜこの際にこういう宗教問題の面を整理しなかつたか、余りにこれは卑屈なやり方じやないかと思つて居るのですが、これは諸外國の例をお聞きしたわけですが、日本の宗教団体で一体外國でそういう優遇を受けて居るやうなものがあるかどうか、こういうことも考へてあなたの方のほうではやられたかと思つて居るのですが、この前の改正のときになせこういうことをしなかつたかといふことを、よそでも日本の宗教団体が優遇を受けておるのであつたならば、お礼の意味においてもこういう措置も必要だと思つて居るけれども、この点をお調べになつたかどうか。

○政府委員(平田敏一郎君) 実はこの規定は先般申上げましたように、実効が出て来ますのは二十七年からでございませう、それで御指摘の通りいろいろ問題もございませう、昭和三十年まで、二十七年から三十年と法律にもはつきり謳つてあります。従いまして学校の先生と牧師さんとか／＼實際問題は常識に合はんとおぼしきので、一応これ一つ実行して参りまして、この制度を將來どうするか、これは問題でございませう。その際に御意見等も承りまして検討して行きたいと思つて居るのですが、この規定は来年から適用になりますので、それまでの規定を改正する考へないことを御了承願ひたいと思つて居る。

○委員(平沼彌太郎君) 大蔵大臣がお見えになりましたから木村委員から一つ御質問を……。○木村彌太郎君 次に、引続きまして大蔵大臣にお伺ひしたいのですが、結局私が大蔵大臣にこの税法改革と関連して結論的にお伺ひしたいのは、二十七年の予算編成と関連しまして、税収が確保できない場合に、国内費とそれから講和関係費と、どちらに重点を置いて行くかといふ問題なんです。どうも今までの大蔵大臣の御答弁や、それから新聞に載つて居ること、又自分自身でも乏しい資料でいろいろ検討したところによれば、国内費は大蔵大臣は大体本年度と大差なく確保されると言われませうが、どうも私は国内費のほうの確保は困難じやないかと思つて居る。特にその中で非常に重要な項目になるのは防衛分担金だと思つて居るのですが、防衛分担金については、大蔵大臣はこの前予算委員会佐多委員の質問に對しまして、考へ方が二つあると、その一つは、これまで進駐軍が日本の施設或いは勞務等を使つていたものの幾分かを分担するといふ考へ方と、アメリカの占領費です、日本の占領費を幾分か分担するといふ考へ方と二つあると、そのうち大蔵大臣は、これまで日本の国内の施設、勞務を分担して来たそのものについての分担という線で考へておるといふ御答弁でしたが、最近ラスク國務次官が見えまして、その目的として新聞に伝えられるところによれば、國防省とそれから國務省との講和後において日本に自由を與へる範圍についていろいろ意見が違つて居ると、その調整に來たといふやうなことを言われるのですが、特にその中でい

わゆる行政協定の中では防衛分担につ
いては、例えば空軍の基地建設費、或
いは又駐留軍の基地にこれまで上陸軍
としておつたところの基地の維持費、
そのうちが負担するかも、行政協定の中
でどちらが負担するかも、行政協定の中
で、これは我々国民としても成るべく
少いことを望むわけですが、これま
でのおおむねの終戦処理費の考え方
と大分違つてはいないか、こういう気
がするわけなんです。そこでこの点大
蔵大臣はどういうふうにお考えになつ
ておられるか。この前大蔵大臣が答弁さ
れた以後においていろいろ新聞報道を
見ますと、相当大蔵大臣の主観的に意
図されておるところと大分違つてい
ます。そうしてこれは相当大きな問題に
なつて来ると思ふのですが、これは大
蔵大臣はどういうふうにお考えになつ
ておられるか。

○国務大臣(池田勇人君) 今お話の上
うなことは私は新聞で実は読んでいな
いわけですが、行政協定の内容その他
につきましては私もまだ何も聞いて
おりません。従いましてどういふ
うな負担になるかというのを今お答
えする資料その他を持っていないので
ありません。

○本村謙八郎君 そうしますと、どう
も我々これまで大蔵大臣が大蔵委員会
或いは予算委員会で行く御答弁に
なつたことをいろいろ総合して考へて
見ますと、相当樂觀的にどうも受取れ
るのですけれども、いろいろ新聞その
他の情報を見ますと、講和関係とい
うものは大体大蔵大臣がお考えになつ
ているよりも相当多くなるのではない

かというふうにお思ふのです。そうして
最近伝えられる一応二千億と押えて
も、どうしても税収六千三百億をも
とにするには税収が合わないのです。ど
うしても国内費のほうを削るか、或い
は講和関係費のほうを削るかという問
題が必ず起きて来ると思ふのです。そ
こでそういう場合に大蔵大臣はどうい
うふうにお考えになるかということも伺
いたいです。

○国務大臣(池田勇人君) 先ほど申上
げましたように両者立つように一つ
たそうと検討を加へているわけであり
ます。

○本村謙八郎君 それではまあ水掛論
みたいになつてしまつて……両者立
つようにと言われるかわからない。大体
先ほどの御答弁で、来年度の税収とい
うものは大体案がわかつたわけなん
です。税収及び官業収入及び雑収入とい
うものも大体数字的にわかつて来たの
です。その範囲内で国内費及び講和関
係費を考へて行くと、どうしても辻褄が
合わない問題が起きて来ると、その
ときどうするか、これについては何ら
お答えのないものしかたがないと思ふ
ので、次に伺ひたいと思ふので、
法人税の収入というものは来年度
においても非常に重要になつて来てお
ります。それは本年度も無論エレメン
トになつておられますが、まあ大体来年
度二千億近いものを予想されておると
思ふが、そんなにならぬかも知れな
い、千八百億か千九百億くらいを予
定されておられるのではないかと思ふ
ので、最近の朝鮮の休戦の問題と関連
して法人税がそんなに大きく来年度依
存できるかどうかというのが大きき問
題だと思ふのです。この点は朝鮮の休

戦と関連して大蔵大臣はどういうふう
にお見通しになつておられますか。

○国務大臣(池田勇人君) なか／＼む
ずかしい問題でございまして、もう少
ししてからお話し上げたほうがいいの
ではないかと思ふます。朝鮮の休戦が
いつ実現するか、そうして又朝鮮の休
戦後の朝鮮復興計画はどういうふう
なるか、或いは東南アジア開発計画が
どうなるかといういろいろ問題が出て
来るのでございまして、私今責任のあ
る地位におられます、朝鮮動乱中止後
の法人の所得の状況はこうだと、これ
はなか／＼むずかしい問題で申上げら
れないと思ひます。

○本村謙八郎君 政府では今合理化法
案というのを考へているようですが、
この合理化法案の中心は、大体税の減免
というものが中心になつておられるよう
です。それで、それは主としてどうい
う点で税の減免というものを考へられて
いるか、合理化と関連して……

○政府委員(平岡一郎君) 一つか申
上げたと思ひますが、一つは重要産
業、合理化を必要とします重要産業
につきましては合理化のための機械装置
を取得する場合におきまして二分の一
を特別償却するというのが一つと、そ
れから研究費につきまして、本来なら
ば支出の内容というふうなものを三年
間／＼特別償却ができる、その
うな点が主たる点でございまして、

○本村謙八郎君 この合理化法案と関
連してですね、合理化を進めて行く場
合に、平衡交付金とか公共事業費と
か、そういうものには関係が出て来な
いのですか。

○国務大臣(池田勇人君) 平衡交付金
とか公共事業費には直接関係はないと
存しております。

○本村謙八郎君 次に伺ひたいした
いのですが、結局私は最後に大蔵大臣
にお尋ねしたいというところは、結局わ
からないわけでは、うやむやになつ
てしまつて……、今度のこの税制改革
をどう来年度の財政と関連して判断し
ていいのかわからなくなつてしまつた
わけですが、結局来年度の予算とお
伺ひしたいのは、結局来年度の予算と
の関連ですが、内政費も減らない、そ
れから、従つて又国民生活等にもこれ
も悪影響がない、こういうふうな前提
で、そうして講和関係費というのもの
一応今後の折衝如何につつて、わから
ないのですけれども、それを確保でき
ると、こういうふうにお尋ねしたい
のですが、結局もう一度念のためにお
伺ひして置きたいのは、内政費とい
うのは一応確保できる。それから国民生
活は引下げないで済むと、こういうこ
とは……、最後の私は質問として伺
うのですが、そういう方針で行かれる
のですか、そういう方針でいいわけ
ですか。

○国務大臣(池田勇人君) 内政費もで
きるだけ確保いたしまして国民生活の
生活水準を引下げないような方向で検
討を続けておるのであります。

○本村謙八郎君 それでは今後は果して
そうなつて行くかどうか問題でありま
すが、それをここで大蔵大臣は確信さ
れたのですから今後の事実を我々は見
たいと思ふのです。これは最後の質問
になります、私の……これは直接税
法とは関係ありませんが、歳末金融、
年末金融のことなんです、最近例え
ば西野産業とか何とかいろいろ……

う所が整理が大分新聞に出て問題にな
つておられるのです。大蔵大臣は大体この
歳末金融は大したことはないというよ
うなお話ですが、どうも最近の事情を
見ますと相当大したことがありそう
なんです。で果して大蔵大臣が案外し
ているような状態になるかどうか、去年
の歳末といふ点で非常な違つたところ
があると思ふのです。去年は朝鮮
景気でもあります。電力危機というも
のはなかつた。そういう非常な事情の
変化した状態にありますので、歳末金
融といふものはこれは非常に大変切つ
ないか、これは歳末金融を一応乗切つ
ても、来年の一月三月が非常に又問
題じゃないかということが言われてい
るのです。この点どういふふうにお考
えになつておられるか、それでどうい
う小と今倒産するにつつて、それと関
連した下請的なものもあつて来
て、相当私は金融上にも大きな影響が
来るのじゃないか、そういうものに大
蔵大臣は一応融資を考へないという
ふうにお尋ねしますが、それで乗切れる
かどうか、この点最後にお伺ひして置
きたいのです。

○国務大臣(池田勇人君) 年末金融又
年度末の金融は、我々は考へないとい
うのはございませぬ。いろいろな点
を考慮いたしまして適当な施策を従来
も講じて来たのであります。本年にお
きましてはそういう点は十分考へま
す。お話のように本年度は今までは
違つた特殊の点もあるのございませ
す。例えば生糸方面の商社が金融難に
陥つておられるという点も存してござ
います。併しこれは全体として円滑に越年
できるよりに日本銀行を初め各金融機

○本村謙八郎君 今お話を聞くと、どう
も我々これまで大蔵大臣が大蔵委員会
或いは予算委員会で行く御答弁に
なつたことをいろいろ総合して考へて
見ますと、相当樂觀的にどうも受取れ
るのですけれども、いろいろ新聞その
他の情報を見ますと、講和関係とい
うものは大体大蔵大臣がお考えになつ
ているよりも相当多くなるのではない

かというふうにお思ふのです。そうして
最近伝えられる一応二千億と押えて
も、どうしても税収六千三百億をも
とにするには税収が合わないのです。ど
うしても国内費のほうを削るか、或い
は講和関係費のほうを削るかという問
題が必ず起きて来ると思ふのです。そ
こでそういう場合に大蔵大臣はどうい
うふうにお考えになるかということも伺
いたいです。

関と大蔵省と常に連絡をとりまして、万全の措置をする覚悟でございます。私は融資をしないとか何とかいうことは申し上げたことはいりません。適正な越年ができるようないろ／＼な方法は考へておるのでございます。

○木村福八郎君 前に大蔵大臣は原則としてそういうものに融資をしない、というところを言われたのです。ですからその方針は私に変わったと思つたのです、そうじゃないのですか。

○國務大臣(池田勇人君) 私は年末金融なんかには融資しないと何かとか言つたことはございませぬ。いつものことでございます。十分考へておりますと申しておるのであります。どういふ方面へ融資するかというところは私は御質問は受けたことはないと思つてはいます。

○木村福八郎君 誤解があつてはいいけませんから……、その歳末を控へて全体的な融資云々じゃなくて、例えば前の輸入引取資金の問題と関連して来るのですが、特にそういうものを救済するといふ方針はとらないといふことを言われたのを私は記憶して居るのであります。例えば西野産業或いは何とかいふ新聞に出しております、最近……、そういうものに対して原則としては救済措置を講じない、こういうふうな言われたことがあるのです。それからそういう例をば下請みたいな企業が非常に多過ぎるのだ、だからそういうものについて特に救済措置を講じない、こゝろ言われたのです。速記をあとで見ればわかると思つたのですが……、そういう点は十分考へるようになった、こういうふうな理解していいのですか。

○國務大臣(池田勇人君) これは金融全体の問題でございまして、個々の何々産業とか何々会社に融資するかせぬかとおつしやつても、大蔵大臣のあれじやないのございませぬ。年末を円滑に越えるために、つきましては適當な措置をとらなければいけません。ただ例へば生糸の輸出なんかの融資で十分再建復興のできる会社もございませぬ、又数の多い中もございませぬから、年末決済資金で不如意の人も中には出て来ると思つておる。そういう問題でなして、全体として越年できるような措置を講ずることは當然でございませぬ。全体といたしまして円滑なる越年金融ができる方法につきましては、各金融機関と緊密なる連絡をとりまして万全の措置を講ずる覚悟でございませぬ。

○木村福八郎君 二十七年年度予算は大體来週あたりの閣議ですか、大體新聞で伝えられて居るような方針ですね。ああいう方針として理解していいのですか。

○國務大臣(池田勇人君) ちよつと今日の新開を見まして、ああ書かれておるなあと読んだくらいで、深く読んではおりませんが、大體私の方針は皆様よく御承知の通りで、特に変わったことはいりません。ただ平和を迎えます来年度の予算につきましては相当慎重に考へております。国内問題だけでございませぬので、そういう意味で慎重を期しておるわけでございます。

○委員長(平沼彌太郎君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕
○委員長(平沼彌太郎君) 速記を始め

本日の会議はこれで打切ります。
午後一時二分散會

十一月二十二日日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、昭和二十六年度における給與の改訂に伴う國家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(予備審査のための付託は十一月十六日)
- 一、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に関する法律案(予備審査のための付託は十一月十六日)
- 一、旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律案(予備審査のための付託は十一月十五日)